

## 乗合自動車運送約款（区域運行）取扱規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 旅客運送（第4条～第19条）
  - 第1節 乗車券の発売と効力（第4条～第8条）
  - 第2節 運賃（第9条～第17条）
  - 第3節 乗車券の様式（第18条）
  - 第4節 旅客の特殊取扱い（第19条～第20条）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この規則は、大阪シティバス株式会社運送約款（区域運行）（以下「当社運送約款（区域運行）」という。）に基づき、大阪シティバス株式会社（以下「当社」という。）の運送並びにこれに附帯する事業について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

##### （適用範囲）

第2条 この規則は、当社の経営する乗合自動車（区域運行）の運送区間（以下「当社運送区間」という。）について適用する。

##### （当該乗車に適用する規定）

第3条 旅客が乗合自動車に乗車し又はあらかじめ運賃及び料金を支払い乗車券の交付を受け乗合自動車に乗車できることとなったとき以降の取扱いについては、別に定める場合を除き、当該乗車のとき又は乗車できることとなったときの規定による。

#### 第2章 旅客運送

##### 第1節 乗車券の発売と効力

##### （乗車券の発売日）

第4条 乗車券は、発売当日から通用開始となるものを発売する。ただし、定期券については、通用開始日の7日前から発売する。

##### （普通券の発売）

第5条 普通券は、旅客が乗車前に指定した当社運送区間内の乗降場所間について発売する。

2 前項の通用区間における運行経路は、当社運送区間内において当社が設定する。

##### （定期券の発売）

第6条 定期券は、常時区間を同じくして乗車する者に発売する。

##### （特別の乗車券の発売）

第7条 第4条から第6条の規定にかかわらず、特別の運送条件、発売場所、及び発売日等（以下「特別の運送条件等」という。）を定めた乗車券を発売することができる。

2 特別の運送条件等については、その都度当社が定める。

##### （乗車券の通用期間）

第8条 乗車券の通用期間は、別に定めるものを除くほか次のとおりとする。

(1) 定期券

ア 1ヶ月券 通用開始日から1ヶ月

## 第2節 運賃

### (運賃の種類)

第9条 運賃の種類は、次に定めるところによる。ただし、当社で使用することのできるモバイルチケットの運賃の種類に関してはモバイルチケット取扱規則にて別途定める。

- (1) 普通旅客運賃 大人 小児
- (2) 特別割引運賃

普通旅客運賃 大人 小児

### (割引運賃の種類)

第10条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び第41条から第44条に規定する施設により養護又は保護を受けている者（以下「被保護者」という。）に対しては、被保護者が利用する施設の長が発行した所定の割引証の提出により、普通旅客運賃について被保護者が乗車する場合及び被保護者がその付添人（付添人とは、係員によって被保護者を安全かつ迅速に乗降させる付添能力を有すると認められる者をいう。）とともに乗車する場合に割引を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、6歳未満の被保護者が付添人とともに乗車する場合には、その被保護者に対して無賃の取扱いを行う。
- 3 第1項及び第2項の割引を行う運賃は、第11条第2号に定める特別割引運賃（普通運賃）とする。

### (運賃)

第11条 運賃は次のとおりとする。ただし、当社で使用することのできるモバイルチケットの運賃に関してはモバイルチケット取扱規則にて別途定める。

- (1) 普通旅客運賃

ア 201号及び203号系統

- (ア) 大人 300円
- (イ) 小児 150円

イ 215号、223A号及び223B号系統

- (ア) 大人 210円
- (イ) 小児 110円

- (2) 特別割引運賃

普通旅客運賃

ア 201号及び203号系統

- (ア) 大人 150円
- (イ) 小児 80円

イ 215号、223A号及び223B号系統

- (ア) 大人 110円
- (イ) 小児 60円

(付添人に対する随伴幼児の取扱い)

第12条 被保護者及びその付添人に随伴される幼児のうち、付添人に随伴される幼児については当社運送約款（区域運行）第19条第3項の規定にかかわらず、無賃の取扱いを行わない。

(付添人の取扱い)

第13条 被保護者が老幼・虚弱若しくは障がいのため又は逃亡のおそれがあるため、単独で乗降できないと認められるときは、被保護者1人に対して1人の付添人をつけることができる。ただし、被保護者が車椅子を使用するときは、2人の付添人をつけることができる。

(付添人に対する運賃の割引)

第14条 運賃割引証の提出による割引を受けようとする被保護者の付添人は、その被保護者と運賃の種類、乗車区間及び乗車券の有効期間が同一で、同時に運賃を支払う場合に限り、運賃の割引を受けることができる。

2 前項の規定による付添人に対する運賃の割引は、被保護者とその付添人とが、同時に同一区間を乗車する場合に限って適用する。

(付添人に対する運賃の割引の特例)

第15条 前条の規定にかかわらず、第10条第2項の規定により6歳未満の被保護者が無賃の取扱いを受ける場合には、その付添人のみ運賃の割引を行う。

2 前条の規定にかかわらず、付添人が同区間(乗車区間を包含する場合を含む。)について有効な乗車券等を既に所持している場合は、被保護者に対して単独で運賃の割引を行う。

(運賃割引証の提出)

第16条 被保護者に対する運賃の割引は、被保護者が提出した運賃割引証1枚について1人1回に限り取り扱うこととする。

(大阪市高速電気軌道株式会社が運営する会員型ポイントサービスにおける取扱い)

第17条 大阪市高速電気軌道株式会社が運営する会員型ポイントサービスにおけるポイントの付与及びポイントの利用等についての取扱いは、同社の定める規約等による。

### 第3節 乗車券の様式

(特別の乗車券の様式)

第18条 特別の乗車券の様式は、その都度当社が定める。

### 第4節 旅客の特殊取扱い

(乗車券の誤購入及び誤払い)

第19条 旅客が誤って乗車券類を購入した場合又は誤って運賃を支払った場合において、当社の係員がその事実を認めることができるときは、支払い手続きを行った運賃について払い戻します。

(期間の計算)

第20条 期間の計算をする場合は、その初日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

2 月をもって期間の計算をする場合は、月の大小にかかわらず、暦によって計算するものとし、月の初日から起算するときは、最後の月の末日をもって終わりとし、月の初日から起算しないときは、最後の月においてその起算日に相当する日の前日をもって終了の日とする。ただし、最後の月において応当日がないときは、その月の末日をもって終了の日とする。

3 月の総日数を計算するときは、前項の規定にかかわらず、1ヶ月を30日とする。

附 則

この規程は、2021年3月30日から施行する。

附 則

この改正規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2021年12月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この改正规則は、2024年4月1日から施行する。